

審 議 結 果 速 報

(令和3年10月11日)

陳情3年コロナ対策第20号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－20 (R3.09.06)	コロナ対策	新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入に係る情報提供及び再発防止等を求める意見書の提出について	不 採 択 (R3.10.11)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの異物混入事件に関連し、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

8月26日付け報道によれば、モデルナの新型コロナウイルス感染症ワクチンの一部に異物が混入しているのが相次いで見つかり、厚生労働省は、同じ工程で製造されたワクチンの使用を見合わせることを決めたそうである。対象となる全国の863会場に配送されたワクチンで、合わせておよそ163万回分。見つかった異物は粒子状で、磁石に反応することから金属製と見られるという別の報道もある。

厚生労働省は、仮に、異物が混入した未開封のワクチンを接種に使ったとしても、ワクチンの製造は通常、無菌状態の工程で行われるため、異物が混じっても薬剤の品質に影響が出ることは考えにくく、ワクチンは筋肉注射で行われるため異物で血管が詰まるリスクもない、だから「安全性に問題はないと考えられる」と説明している。

さらにファイザー製でも異物混入が発覚し、「注射器の針を瓶のゴム栓に斜めに刺すなどし、削り取られた一部の破片が混入した可能性がある」との報道がある。

因果関係は不明ながら、広島県の男性（30歳）が、国が接種を見合わせたワクチンと同じロット番号のものを接種した後に死亡していたことが分かった。8月22日に打った2回目のワクチンが、その4日後に見合わせの対象となった。

政府が「切り札」にしてきたワクチンで、このように立て続けに問題が発生したことは残念で、速やかな安全性調査と再発防止策の検討、自治体や国民への逐次の情報提供が必要となる。ついては、その旨意見書を提出賜りたく、陳情する。

▶提 出 者

足羽 佑太 （倉吉市）

▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

県は、県内事業所や市町村に対し、ワクチン接種前の確認の徹底等を要請するとともに、健康被害等相談窓口の開設を行い、注意喚起を行っていること、併せて、全国知事会から国に対して、健康被害状況の共有や今後のワクチン受領計画の適正実施等について要請済みであることから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）

【現 状】

8月26日、国がモデルナワクチンについて、未使用のバイアル内に異物があるとの複数の会場からの報告を受けて、一部ロットの使用見合わせの発表を行って以降、沖縄県、群馬県でも異物混入の報告がなされている。本県にも、該当のワクチンが一部の職域接種会場に配送されており、該当の接種会場での該当ワクチンの利用見合わせの要請、ワクチン接種ができなくなった方への他の接種会場の紹介のほか、健康被害の情報は入ってきていないが、不安を感じる接種済みの方等への相談窓口の設置など対応を行っている。

1 県内の該当ロット番号ワクチン配送等の状況

- (1) 8月26日国見合わせ発表該当分 配送：7会場（580バイアル）、接種済者数：1,647名
- (2) 8月28日沖縄県確認該当分 配送：5会場（330バイアル）、接種済者数：493名
- (3) 8月29日群馬県確認該当分 県内に該当なし
- (4) 8月31日神奈川県確認該当分 配送：1会場：陸上自衛隊米子駐屯地（40バイアル）、接種済者数：0名

※沖縄県、群馬県、神奈川県で確認された該当ロット番号のワクチンについて、国は接種を差し控える必要はないと発表

※8月26日に国が接種見合わせを指示したロット番号のワクチンの接種者については2名の死亡が報告されており、田村大臣が因果関係の早急調査を言明

2 厚労省の見解・対応

バイアル中の微細な異物が人体に投与された場合でも、重大な問題を引き起こすリスクは極めて低いと考える。現時点では異物混入を原因とした健康被害は報告されていない。また、異物がワクチンの成分に影響を及ぼす可能性は低く、有効性についても、特に影響ないと考える。

9月2日、新型コロナウイルスワクチンに異物の混入があった場合の対応等について、厚労省から都道府県・市町村に事務連絡通知あり。

【県の取組状況】

以下のとおり対応を実施した。

- 1 職域接種実施中の県内事業所への要請
使用・在庫状況の確認、接種見合わせ注意喚起、接種済みの方への本件情報提供を依頼、ワクチン接種前の目視確認の徹底
- 2 市町村への要請
接種会場におけるワクチン接種前の目視確認の徹底
- 3 健康被害等相談窓口の開設、接種会場の再調整
ワクチン接種済みの方からの相談対応（0857-26-7977）を実施し、影響を受ける予定者の方の希望を聞いて、別会場での接種を調整
- 4 国（厚労省）への要請
健康被害状況の共有、今後のワクチン受領計画の適正実施等
- 5 県政広報媒体による県民向け注意喚起
とりネットトップページへの注意喚起掲載、県公式SNS等（ツイッター、ライン）による情報発信